## ◪普及所より⑮◪
# 農業改良資金制度について

農業改良資金制度は、補助金と農林漁業金融公庫資金等の他の資金制度との中間段階に位置付けられるもので、農業者が農業経営または農家生活の改善を目的として自主的に合理的な農業生産方式または生活方式を導入することを促進し、あるいは農業後継者が近代的な農業経営を担当するのにふさわしい者となることを助長するため、必要な資金を貸し付けて農業経営の安定と農業生産力の増強に資することを目的にした助成措置です。

**◪制度の特徴**

○国費及び県費で造成した資金である高知県農業改良資金助成事業特別会計で融資しています。

○貸付利息が無利息です。

○原則として、貸し付けは一農業者に対し、同一資金種目一回限りとします。（例外規定がありますので詳しいことは普及所までお問い合わせください。）

**◪貸し付け手続き**

農業改良資金の融資時期は、年四回（八月・十月・十二月・三月）あり、資金の貸し付けを受けようとする場合は、次の申請時期等一覧表に基づき、貸し付け申請書に事業計画書及びその他の資料を添え、申請者の住所地をその区域内に含む農業協同組合を経由して県に提出してください。

なお、昭和六十二年度において、農業改良資金助成法施行令及び同法施行規則等が一部改正されたことに伴い、高知県農業改良資金事務取扱要領が一部改正され、貸し付け決定前に事業に着手する場合の手続きが次のように変わっているので、事前着工にならないように注意してください。

**◪貸し付け決定前に事業に着手する場合の手続き**

農業改良資金を借り受けようとする者は、申請時期等一覧表で定める期日に申請することを原則とするが、やむをえず貸し付け決定前に事業に着手したい場合は、次の貸し付け決定前着手申請書申請時期等一覧表に基づき、貸し付け申請書に貸し付け決定前着手申請書を添付して提出し、貸し付け決定の内示を申し出ること

※資金の種類、詳しい貸し付け手続き等については、農協または南国農業改良普及所（☎22277）までお問い合わせください。

【南国農業改良普及所】

**申請時期等一覧表**

| 回 | 申請受理締め切り日 | | 貸し付け決定時期 | 貸し付け実行時期 |
|---|---|---|---|---|
| | 農業改良普及所 | 農業経済課 | | |
| 1 | 6月30日 | 7月10日 | 8月上旬 | 8月中旬 |
| 2 | 8月20日 | 8月30日 | 9月下旬 | 10月上旬 |
| 3 | 10月30日 | 11月10日 | 12月中旬 | 12月下旬 |
| 4 | 1月31日 | 2月10日 | 3月中旬 | 3月下旬 |

**貸し付け決定前着手申請時期等一覧表**

| 貸し付け決定内示申請受理締め切り日 | | 貸し付け決定内示時期 |
|---|---|---|
| 農業改良普及所 | 農業経済課 | |
| 毎月7日 | 毎月15日 | 毎月末日 |

# 個人住宅の取得に関する県の助成制度

住宅金融公庫の融資を受けて、住宅を建設、あるいは購入する方に、県が助成を行っています。

**①持ち家建設資金融資制度**

住宅金融公庫の融資だけでは資金が足りない方に、最高三百万円まで、年利五・二％で融資するもので、返済は十五年以内です。なお、融資戸数に限りがあり、融資の決定は受け付け順としています。

**②地域優良木造住宅利子補給制度**

住宅金融公庫の融資を受けて木造住宅を建設する方で、県が定めた建設基準に適合する場合は、公庫の割り増し融資を二百万円まで受けることができますが、これと通常融資金と合わせた額に対して、県が一％の利子補給を五年間行います。なお、募集戸数に限りがありますので、住宅性能保証機構に登録する住宅を優先して決定します。

融資金額にもよりますが、例えば一千万円の融資を受けるとして一戸当たり約五十万円の補助が受けられることになります。

二つの制度の申し込みは、住宅金融公庫の取扱金融機関で受け付けていますので、詳しくは同金融機関か、高知県住宅相談所（☎82-4650）までお問い合わせください。

# 水田農業確立対策（転作）の連担団地申請の受け付け

例年どおり連担団地申請の受け付けを行います。

転作営農の安定とその定着性の向上を図るためには、土地・水利用の調整を行うとともに農作業の効率化を図り、生産性の向上を図ることが重要です。団地加算は、転作田を団地化し、転作作物の統一化、排水管理、農作業の効率的実施を通じて生産性の高い転作の推進を助長しようとするものです。

連担団地の申請書（昭和六十三年度分）は、産業経済課にありますので取りにおいでください。

なお、連担団地申請の締め切り日は、六月十日㈮ですのでよろしくお願いします。

【産業経済課】